

重要事項説明書

通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、事業所をご利用頂き、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際利用者及び家族の希望を十分に取り入れ作成し、計画の内容については必ず利用者及び家族の同意が必要となります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーション基本料金

- ① 施設利用料(介護保険制度では、介護度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。)

※自己負担割合1割の場合

[1時間以上2時間未満]

要介護1	369円(1日あたり)
要介護2	398円(1日あたり)
要介護3	429円(1日あたり)
要介護4	458円(1日あたり)
要介護5	491円(1日あたり)

[2時間以上3時間未満]

要介護1	383円(1日あたり)
要介護2	439円(1日あたり)
要介護3	498円(1日あたり)
要介護4	555円(1日あたり)
要介護5	612円(1日あたり)

[3時間以上4時間未満]

要介護1	486円(1日あたり)
要介護2	565円(1日あたり)
要介護3	643円(1日あたり)
要介護4	743円(1日あたり)
要介護5	842円(1日あたり)

[4 時間以上 5 時間未満]

要介護 1	553 円 (1 日あたり)
要介護 2	642 円 (1 日あたり)
要介護 3	730 円 (1 日あたり)
要介護 4	844 円 (1 日あたり)
要介護 5	957 円 (1 日あたり)

[5 時間以上 6 時間未満]

要介護 1	622 円 (1 日あたり)
要介護 2	738 円 (1 日あたり)
要介護 3	852 円 (1 日あたり)
要介護 4	987 円 (1 日あたり)
要介護 5	1,120 円 (1 日あたり)

[6 時間以上 7 時間未満]

要介護 1	715 円 (1 日あたり)
要介護 2	850 円 (1 日あたり)
要介護 3	981 円 (1 日あたり)
要介護 4	1,137 円 (1 日あたり)
要介護 5	1,290 円 (1 日あたり)

[7 時間以上 8 時間未満]

要介護 1	762 円 (1 日あたり)
要介護 2	903 円 (1 日あたり)
要介護 3	1,046 円 (1 日あたり)
要介護 4	1,215 円 (1 日あたり)
要介護 5	1,379 円 (1 日あたり)

※その他の加算については適応時に費用がかかります。

② 入浴介助加算 (Ⅰ)	40 円(1 日)
(Ⅱ)	60 円 (1 日)
③ リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	
・ 計画書の同意日から 6 か月以内	560 円(月 1 回)
・ 計画書の同意日から 6 ヶ月超	240 円(月 1 回)
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	
・ 計画書の同意日から 6 か月以内	593 円(月 1 回)
・ 計画書の同意日から 6 ヶ月超	273 円(月 1 回)

リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	
・計画書の同意日から6か月以内	793 円(月 1 回)
・計画書の同意日から6ヶ月超	473 円(月 1 回)
リハビリテーションマネジメント加算（共通）	
270 円(月 1 回)	
④短期集中個別リハビリテーション実施加算	
理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士による	
短期集中個別リハビリテーション	
退院（退所）又は認定日から3月以内に加算を算定	110 円(1 日)
⑤理学療法士等体制強化加算	
30 円(1 日)	
※1時間以上2時間未満の提供を受けている方のみ算定されます。	
⑥栄養アセスメント加算	
50 円（1 月）	
⑦栄養改善加算	
200 円(1 月 2 回)	
⑧口腔機能向上加算	
150 円(1 月 2 回)	
⑨認知症短期集中リハビリテーション加算	
240 円(1 週間 2 回)	
⑩サービス提供体制強化加算（I）	
22 円(1 日)	
⑪科学的介護推進体制加算	
40 円（1 月）	
⑫介護職員等処遇改善加算（I）	
単位数の 8.6%	
⑬退院時共同指導加算	
600 円（1 回）	
⑭リハビリテーション提供体制加算	
3 時間以上 4 時間未満	12 円（1 日あたり）
4 時間以上 5 時間未満	16 円（1 日あたり）
5 時間以上 6 時間未満	20 円（1 日あたり）
6 時間以上 7 時間未満	24 円（1 日あたり）
7 時間以上	28 円（1 日あたり）
⑮事業所が送迎を行わない場合	
片道－47 円（1 回）	

(2) 介護予防通所リハビリテーション基本料金

①施設利用料（介護保険制度では、介護度により利用料金が異なります。

以下は1ヶ月当たりの自己負担分です。）

要支援1 2,268円(1ヶ月あたり)

要支援2 4,228円(1ヶ月あたり)

※その他の加算については適応時に費用がかかります。

②栄養アセスメント加算		50円(1月)
③栄養改善加算		200円(1月2回)
④口腔機能向上加算		150円(1月2回)
⑤若年性認知症利用者受入加算		240円(1ヶ月)
⑥サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1⇒ 要支援2⇒	88円(1ヶ月) 176円(1ヶ月)
⑧サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1⇒ 要支援2⇒	72円(1ヶ月) 144円(1ヶ月)
⑨サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1⇒ 要支援2⇒	24円(1ヶ月) 48円(1ヶ月)
⑩介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		単位数の8.6%
⑪科学的介護推進体制加算		40円(1月)
⑫一体的サービス提供加算		480円(1月)
⑬退院時共同指導加算		600円(1回)

(3) 食材料費

690 円 (1 食 税込み)

(4) その他

①理美容代 実費 (別紙参照)

②学習療法教材費 2,805 円 (税込み)

③情報提供書 各病院によって料金に違いがあります。

例: 大樹町立病院 (250 円 1 割負担)

④請求書発行手数料 220 円

4. 支払い方法

毎月 10 日に前月分の請求書を発行致しますので、その月の 20 日までに
お支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行致します。

お支払いの方法は、日専連・NC カード、口座振込 (帯広信用金庫、郵便局)、
銀行振込、となっております。

5. 従業者の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

※ (1) ~ (4) は、指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテ
ーション事業所と兼務

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の管理及び業務の管理のための必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1 名

利用者の診察、健康管理及びリハビリテーション計画に関する指示を行う。

(3) 看護師 1 名

利用者の健康管理、健康観察及び必要は医療行為を行う。

(4) 理学療法士 4 名

利用者のリハビリテーション計画の作成及び計画に基づいたリハビリテーションの提
供を行う。

(5) 作業療法士 3 名

利用者のリハビリテーション計画の作成及び計画に基づいたリハビリテーションの提
供を行う。

(6) 言語聴覚士 0 名

利用者のリハビリテーション計画の作成及び計画に基づいたリハビリテーションの提
供を行う。

(7) 介護職員 7 名

利用者の介護及び計画に基づいたリハビリテーションの提供を行う。

(8) 管理栄養士 2 名

管理栄養士は、利用者の献立を作成する。

(9) 柔道整復師 0 名

利用者等の個々の状況に応じたマッサージ等の施術を行う。

(10) 支援相談員 0 名

利用者の利用等の相談に応じ、適宜生活支援を行う

(11) 運転士 2 名

利用者の送迎を行う。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設通所リハビリテーション「光寿会通所リハビリテーション」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供